

第2回 多摩川河川整備計画関係都県会議

1. 開 会

○京浜河川事務所副所長

ただいまより第2回多摩川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、会議の進行を務めさせていただきます京浜河川事務所副所長の永井と申します。どうぞよろしくお願ひします。

取材される皆様は、記者発表で会議の公開についてお知らせしましたが、カメラ撮りは京浜河川事務所長の挨拶までとさせていただきます。あわせて、取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

また、職員等による記録撮影を行っておりますので、こちらにつきましても御了承いただけますと幸いでございます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料目録、議事次第、出席者名簿、座席表、資料・1「多摩川河川整備計画関係都県会議 規約」、資料・2「河川環境における目標設定の考え方」、資料・3「多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所」、資料・4「多摩川水系河川整備計画【原案】」、資料・5「地域住民等からの意見募集」、参考資料として「多摩川河川整備計画有識者会議における主なご意見に対する京浜河川事務所の考え方」。資料の漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

2. 挨 捶

○京浜河川事務所副所長

議事2、関東地方整備局京浜河川事務所長の佐々木より挨拶させていただきます。事務所長、お願いします。

○京浜河川事務所長

改めまして、今回御出席の皆様、誠にありがとうございます。日頃より、令和元年の東日本台風の被害を受けた後に実施している「多摩川緊急治水対策プロジェクト」をはじめ、各所で様々な我々の事業に御協力・御支援賜っていることについて感謝申し上げます。

さて、今回説明させていただきます河川整備計画の内容でございますが、前回は1月の初旬に都県会議という形で開催させていただき、その後、3回の有識者会議を開催し、内容を深めてまいりました。その会議につきましては東京都さんと神奈川県さんにオブザーバーとして入っていただいておりますので、内容は御承知のところも多いかと思いますが、特に今回の多摩川の河川整備計画におきましては、東日本台風を踏まえ、治水対策の目標設定を上げると。それも気候変動の将来予測される2°C上昇のシナリオを踏まえた形で目標設定を上げ、それにしっかりと着実に、かつ計画的に進捗できるようにということが整備計画の治水上の重要な点でございますし、さらに、治水上の対策を行うことに併せて、河川環境の定量目標を今回明確化するという形で本文に記載するというところが新しいところでございます。その環境目標の観点についても非常にいろいろと先生方から御意見を頂いていますし、そのほか、流域治水、あるいは昨今、河川環境や水循環も含めて流域総合水管理という考え方で施策を推進してまいっておりますが、やはり委員会の中でもより一層関係機関としっかりと緊密に連携して、支川から本川、あるいは合流点の処理、下水の内水対策、あるいは流域の水の循環、低水の管理、そういうところについての期待ということが示されております。

こうした流域で一体としていろいろな施策を展開していくことも今回、整備計画の中に今までより一層色濃く記載したところでございますので、内容についてはこれから、短い時間ではございますが、説明させていただきますので、ぜひ日頃からお考えのこと、あるいはこれから連携していくに当たってどのようにしていくべきか、そういうことについて御意見を賜れればありがたいなと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

取材いただいております皆様にお伝えします。誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、御協力を願いいたします。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。名簿の順に御紹介させていただきます。

東京都建設局長、花井様。本日は御都合により欠席のため、建設局河川部計画課長の土方様の代理出席となります。

○東京都建設局長代理　ただいま御紹介いただきました東京都建設局河川部計画課長の土方でございます。本日は建設局長の花井が所用により出席できませんでしたので、代理で私が出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○京浜河川事務所副所長

神奈川県国土整備局長、池田様。本日は御都合により欠席のため、県土整備局河川下水道部河港課長の塚本様の代理出席となります。

○神奈川県国土整備局長代理

おはようございます。神奈川県国土整備局河川下水道部河港課長の塚本でございます。本日は局長の池田が所用により出席できませんので、私が代理として出席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○京浜河川事務所副所長

国土交通省関東地方整備局河川部長の室永は、本日御都合により欠席のため、代理出席の河川部河川調査官の石川でございます。

○河川調査官

ただいま御紹介いただきました河川部の河川調査官をしています石川でございます。今日は部長が所用で参加できませんので、代わりに参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○京浜河川事務所副所長

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長の佐々木でございます。

3. 議 事

1) 河川環境における目標設定の考え方

○京浜河川事務所副所長

それでは、議事を進めさせていただきます。議事に沿って一通り説明させていただきたいと思います。

初めに大浪課長、よろしくお願いします。

○京浜河川事務所河川環境課長

議事次第に従いまして進めさせていただきます。最初の 1) ということで、河川環境の定量目標ということで説明させていただきます。資料 2 を御覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして 1 ページ目からになりますけれども、「多摩川における動植物の生息・生育・繁殖環境の定量目標（案）」ということで、前回の都県会議におきまして、定量目標に当たってのそれぞれの縦断区分ごとの環境要素の消失ということでお示しいたしましたけれども、今回、所長からお話があったとおり、定量目標値という形で明確化させていただきたいと思っております。

2 ページ目を御覧ください。こちらが低・中茎草地、水生植物帯、礫河原における面積設定の考え方でございます。過去に石原地点で行った流量観測の維持管理目的で行った掘削で自然裸地等が形成されたということを受けまして、過去の 3 地点の面積のデータを基に、平水位 0~0.5m に形成された低・中茎草地等に関する植物群落の面積等を使いまして面積割合を出した結果として、礫河原 51%、低・中茎草地 18%、その他 31% ということで、平水位 0~0.5m にこの割合を掛けまして面積値ということで出したいと考えております。

次の 3 ページ目を御覧ください。こちらは年最大流量の変遷でございます。過去に、令和元年に代表される大規模洪水のほか、平成 19 年 9 月の中規模洪水が大体 8 年ぐらいに 1 回起きているという状況でございます。

4 ページ目は平成 19 年 9 月の洪水の変化でございまして、主に低水路部を流下して礫河原を創出していますけれども、一方、5 ページ目でございますが、大規模洪水のときは河道全体を流れまして礫河原が創出されている状況でございます。

これらを踏まえまして 6 ページ目でございます。多摩川の環境につきましては、こうい

った土砂動態、流量変動、植生変化によりまして長い時間をかけて動的に変化します。こういったことを不確実性と見込みましてシナリオを立てております。下のほうのシナリオにありますとおり、15年かけて整備して創出された後、洪水が起きない期間については少しづつ目減りするということで、洪水が来ますと増えるというシナリオを組みまして、中規模洪水が8年に1回起きていますので15年のうちに2回、大規模洪水については低頻度でございますが15年に1回というシナリオ2つを設定いたしまして、最終的にグラフの右にありますとおり、創出後15年で維持される割合ということを不確実性として考慮いたしまして設定してございます。それぞれ面積変化率を出して後ほど説明いたします。

7ページ目は、上のほうが1年間当たり減少する率ということで、面積のデータを用いますと5%ずつ減るという結果でございました。下は、洪水における倍率を出しますと、中規模が1.05倍、大規模が2.45倍増えるという実績データを基にした結果でございます。

8ページ目を御覧ください。シナリオとしましては、中規模洪水2回でシナリオを書きますと、整備完了から目減りしますけれども、中規模洪水が起きるごとに1.05倍回復して、最終的には58.6%残るという中規模2回の結果です。

9ページ目は大規模洪水1回の場合です。こちらは年5%ずつ減りますけれども、大規模洪水によりまして2.45倍増えますので、最終的には1.23倍増えるという結果でございます。

10ページ目は、今まで自然裸地、低・中茎草地、水生植物帯について説明いたしましたけれども、河口部の干潟については別立てで考えておりまして、干潟につきましては生育地盤の関係から、A.P.-0.6～+1.8mの範囲を対象として面積変化率を算定してございます。上のほうが年間当たりの変化率でございまして、令和元年からの面積のデータがありますので、こちらによると中規模以上の洪水がない期間は0.2%ずつ減ると。逆に、洪水が起きますと中規模洪水は1.23倍、大規模洪水は0.75倍ということで、先ほどの自然裸地等とは逆の結果になるということになります。

11ページ目を御覧ください。それらの結果の妥当性ということで確認したものでございまして、中規模洪水・大規模洪水前後の河床高の変化を面的に落としたものでございます。左が平成19年9月の中規模洪水前後でございますが、赤が堆積傾向、青が洗掘傾向ということで示している図面でございまして、これによりますと左側では堆積傾向、右側の大規模洪水前後では逆に洗掘傾向という結果が出ております。これらを踏まえまして、先ほどの大規模洪水で減少するという結果については、これらの結果を見ますと妥当であ

ると考えてございます。

それをシナリオに落としたのが 12 ページ目でございます。中規模洪水が 2 回起きる場合については 1.49 倍増える。

逆に、13 ページ目でございますが、大規模洪水 1 回の場合は 72.9% 残るという結果でございます。

これらをまとめたものが 14 ページ目でございます。整備期間 15 年、その後 15 年間で中規模洪水 2 回、または大規模洪水 1 回のシナリオを描いた形で、創出した面積を 100% として 15 年後に維持される面積ということを不確実性と見込みまして、下のとおり幅がありますけれども、面積が小さくなるシナリオを目標として設定しております。自然裸地、低・中茎草地、水生植物帯については 60%、干潟については 70% が創出面積から減少することを見込み、多摩川で起こり得る土砂動態、流量変動、植生変化等の自然営力による不確実性として見込むこととしたいと思っております。

15 ページ目を御覧ください。目標値の結果でございます。①番のところは、平成 27 年評価原点時点の現況面積が黄色の帶になります。それで、②番、改修によって予測される創出部分が、干潟ですと 20.2ha。それを差し引きますと、8.9ha が予測の増分です。それらに対して不確実性の率、干潟ですと 70%、それ以外は 60% を見込み、最終的には⑤番として 6.2ha 増える。それを切り上げて 7ha 増えるという結果で、最終的に干潟につきましては 11ha から 18ha で 7ha 増えるという結果でございます。以降、下流部については、低・中茎草地、水生植物帯では、両方に生育する種もありますので、合算値として目標値を立てておりますし、中上流部は後ほど説明しますが二極化対策分を含めた形としております。

なお、16 ページの下の図面にありますとおり、赤の線状に掘削をいたしますと、もともと H27 時点の環境要素としてある部分が一部減少いたしますけれども、その分は減少を見込む形を考えておりますし、左側のとおり、掘削でいじらないところ、H27 時点の環境要素がありますけれども、こちらについて面積変化率で見ますと目減りする結果にはなりますが、それらについては保全しながら維持していくということで考えておりまして、劣化傾向にある場合につきましては改修や維持管理等の中で改善を図ることと考えてございます。

それらをまとめたのが 17 ページ目、位置関係を示したものでございます。

18 ページ目は実際の原案の記載の内容でございまして、例えば河口部でいきますと、

干潟を対象としまして、掘削形状を工夫することで干潟を平成 27 年の 11ha から新たに 7ha 創出するとともに、施工箇所にある転石や自然由来の漂流物は安全性や景観に十分に留意しつつ、できるだけ干潟状に復元することにより質の向上を図るということで目標を記載してございます。なお、※1 ということで下にありますとおり、先ほどの不確実性の内容を、起こり得る流量変動、土砂動態、植生変化等の自然営力による増減を見込んだ上で創出を行うということで注釈を加えてございます。

ここまでが目標値の説明でございます。

19 ページ目からが「多摩川における自然再生事業」ということで、20 ページ目でございますけれども、今回、目標値がかなり見直されるということで、それに伴う格好としては、河道掘削ということで、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全しつつ創出していくものでございますけれども、流下能力を満たすものの、土丹の露出や樹林化、河道の二極化といった治水・環境上の課題が大きい区間もございますので、これらの環境改善をするため、これらも同様に生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図っていくということで、これらに当たりましては、「河川環境経年変化シート」というものを用いまして、令和 2 年と平成 27 年を比較して、生息場の規模の変化を評価するシートを作成し、その中から環境改善の必要性・重要性の高いものを抽出してございます。

具体的には 21 ページ目でございまして、この中で赤のラインがついているところにつきましては治水上行うところになりますけれども、それ以外の緑のところにつきましては二極化等の課題がある箇所になります。そのうち、黄色に囲ってあるところについて、二極化対策が必要と認められる箇所ということで、これらを整備対象と考えてございます。

22 ページ目は位置関係でございます。

23 ページ目からが具体的な話になります。簡単に説明いたしますと、中野島地区につきましては一時、二極化傾向がございましたけれども、その後、令和元年以降、洗掘部は堆積傾向、高水敷部は浸食傾向になっていますので、こちらについては二極化対策の必要性は現時点で低いということで、引き続きモニタリングということで対応していくかと考えています。

それ以外の 3 地区、24 ページ目の谷地川合流点地区につきましては、場所的には多摩大橋と立日橋の間の区間でございます。こちらの航空写真を見ても分かりますとおり、樹林化がかなり著しく、流れる範囲が限られる二極化が著しい箇所になっております。こちらについては、多摩大橋から上流につきまして平成 26 年頃からやっております礫河原再

生の知見を生かしまして、下流部におきましても帶工等を設置しながら礫河原の再生を進めていきたいと考えてございます。

同じように、25 ページ目が押島・滝ヶ原地区、26 ページ目が永田地区でございます。説明は割愛いたします。

27 ページ目は魚道の対策でございまして、滞留魚対策を定性目標としておりますけれども、こちらは二ヶ領上河原堰の状況でございまして、堰の下に魚道に行き着けない魚がおりますので、こちらについては魚道に水が行きますように、右のとおり掘削いたしました、呼び水を確保する対策を取る考えでございます。

以上が自然再生の関係でございます。

最後に、28 ページ目からが「モニタリング計画」の御説明でございます。

29 ページ目を御覧ください。モニタリングの基本的な考え方でございます。こちらは有識者会議でも議論になっておりますけれども、生息場の創出面積の目標設定に向けた進捗確認につきましては、専門家の意見を伺いながら、生息場の質の関係性が深い種に着目したモニタリングを実施してまいりたいと考えております。なお、多摩川につきましては、局所的には河床変動等も激しい川でございますので、局所的には変化しますけれども、河川全体としては安定的に維持される順応的な管理を目指したいと思っておりまして、短期的・局所的な変化だけで目標達成を判断するのではなくて、河川環境を広い範囲で中長期的に把握することを考えております。具体的には、短期モニタリング・中長期モニタリングという形で段階を分けて実施してまいりたいと考えてございます。

具体的には 30 ページ目、モニタリングのロードマップでございます。こちらにありますとおり、保全・創出対策を進める中では、試験施工を行って効果を確認した後に本施工という段階に移ってまいります。そのモニタリングにつきましては、従来からやっております河川水辺の国勢調査、河川環境管理シートにつきましては、従来からのとおり引き続き継続して実施してまいります。それ以外につきまして、河川環境モニタリング調査ということで、こちらの頻度を上げまして、生息場、指標種、景観等の内容につきまして、各分野の学識経験者によるアドバイザーを選任いたしまして、環境目標の量のみならず、質も含めた確認を行ってまいりたいと考えております。こちらは行政だけでは限界がありますので、地域の方と連携しながら、市民の方の情報、**水辺の楽校**等も含めて日頃から観察等も行っていますので、それらの情報を収集しながらモニタリングを進めてまいりたいと考えております。ほかにも、物理環境調査としまして、定期縦横断測量、衛星写真によ

る判読調査、河床材料による質の調査ということで短期モニタリングを5年、それ以降は頻度を下げた中長期モニタリングということで考えております。なお、洪水発生につきましては、洪水規模に応じた河川環境の変化を捉えるため、洪水後の物理環境の変化及びそれらによる生物の応答を確認してまいりたいと思っております。

以降は参考でございます。31ページ目は水辺の国勢調査の状況、32ページ目は市民等が参加した一斉水質調査や「水辺の楽校」によるモニタリング調査の事例、33ページ目は既にいろいろ紹介しておりますけれども、市民と連携したモニタリング等ということで、シナダレスズメガヤといった外来種の防除作業の事例でございます。

34ページ目も参考でございますが、河床材料が与える繁殖環境への影響がありますので、例えば自然裸地に生息するイカルチドリという鳥につきましては、直径1~10cmの礫を好む傾向があるということで、これらの評価方法として、河床材料による質的な評価も実施してまいりたいと思っております。具体的には35ページ目にもありますとおり、例えば粒径加積曲線によりまして、細粒化していれば劣化している可能性があるので、そういうことも踏まえて評価をしてまいりたいということで考えております。

36ページ目は、実際の河床材料調査の省力化ということで、従来は現地における調査を標準としておりますけれども、省力化を図るために、航空写真判読という技術もありますので、これらを活用しながら省力化を図ってまいりたいと思っております。

以上が定量目標に関する説明でございます。

3. 議 事

- 2) 多摩川水系河川整備計画 原案
- 3) 地域住民等からの意見募集

○京浜河川事務所流域治水課長

続きまして、京浜河川事務所流域治水課長の剣持から、資料-3、資料-4、資料-5を説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに資料-3でございます。こちらの資料は、第4回有識者会議以降に委員の皆様から頂いた御指摘と、原案で対応する箇所を整理した表でございます。第1章から、上から順に整理しておりますが、一部意見が重複しているところはまとめて記載してございます。中でも、黄色ハッシュをかけさせていただいている箇所が4か所ございます。1/3ペ

ページ目の「令和元年東日本台風の影響」「治水と環境のつながり」「基本方針と整備計画」、そしてめくっていただいて「環境目標の考え方」、こちらの4項目につきましては、今回の原案で核となるものとさせていただいておりますので、こちらを踏まえて原案の御説明をさせていただければと思います。

資料-4の原案を御覧ください。こちらは7月3日（本日）時点の原案でございます。御了承いただければと思います。

めくっていただいて、目次でございます。第1章が「多摩川の概要」、第2章が「河川整備の現状と課題」、第3章が「河川整備計画の対象区間及び期間」、第4章が「河川整備計画の目標に関する事項」、第5章が「河川の整備の実施に関する事項」、そして第6章が「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」でございます。この原案の中から今回新たに追加になったところなどを中心に御説明させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

まず1ページ目、多摩川の概要でございます。7~8行目にございますとおり、流域の関係市区町村の人口は昭和55年から令和2年にかけて約526万人から約692万人に増加しているという特徴がございます。

続きまして、5ページ目でございますが、多摩川は非常に地域住民の方々に多く利用されている川でございまして、8~9行目、平均で年間約1,600万人程度の方々に利用されております。

続きまして、治水の沿革でございますが、6ページ目でございます。4行目、平成9年の河川法改正を受けて、基本方針が平成12年12月に策定され、7行目、平成13年3月に河川整備計画を策定して、石原の基準点で $4,500m^3/s$ を目標として整備を進めてまいりました。そのような中、22行目でございますが、令和元年東日本台風により、上流域の檜原村の観測所では総雨量653mmを観測するなど、流域各地で既往最高値を記録する大雨となっております。この降雨により、28行目でございますが、大臣管理区間における多摩川本川の日野橋、石原、田園調布（上）、支川浅川の浅川橋水位観測所で観測開始以来最高の水位を記録し、基準地点石原の流量は約 $7,000m^3/s$ と推定され、当時の計画高水流量を上回る洪水となりました。また、この洪水では、中下流部ではこれまで経験したことのない多摩川の水位の影響を受けて、大規模な内水被害が発生しております。

この災害を受けまして、7ページ目でございますが、2行目、多摩川緊急治水対策プロジェクトを令和2年1月に策定し、河川における対策としましては堤防整備、河道掘削、

堰改築等を行ってまいりました。また、7行目、令和3年3月には「多摩川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表しまして、河川整備に加えてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進しております。これに加えまして、16行目でございますが、令和2年5月には、河川管理者及びダム管理者等による多摩川水系治水協定が締結され、流域内にある小河内ダム等の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し、水害発生の防止に取り組むこととしております。そして、令和5年3月には、近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響によりさらに激甚化するとの予測を踏まえ、基本方針を変更しまして、計画高水流量を石原地点で $7,400\text{m}^3/\text{s}$ 、支川浅川の高幡橋地点で $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とする計画としております。

以上が治水の沿革でございます。

続きまして、10ページ目を御覧ください。利水につきましては、第4章で御説明さしあげます。

河川環境につきましては、近年の取組としましては、13ページ目を御覧ください。16行目でございますが、平成21年度に創設された「かわまちづくり支援制度」により、令和6年8月時点では大田区、日野市、川崎市、多摩市、狛江市で6つの計画が登録され、スロープや階段等の整備を行っておるところでございます。また、多摩川の特徴としまして、市民との関わりが非常に深い川でございまして、10行目でございますが、平成10年から「いい川づくり」の実現に向けて多摩川流域懇談会が設立され、多摩川流域セミナーを今も継続的に開催するなど、市民と行政が諸問題に対して解決に努めているところでございます。

続きまして、令和元年東日本台風による洪水で生じた現象でございますが、14ページ目を御覧ください。8行目でございますが、この洪水によって、多摩川及び浅川における大臣管理区間内では堤防区間の約半分において計画高水位を超過しました。既設の堤防区間で越水はなかったものの、無堤部であった二子玉川地区で溢水による浸水被害が発生したほか、多摩川の水位の影響を受けて複数の沿川地域で内水被害が発生しております。

15ページ目を御覧ください。河川整備の現状と課題でございます。令和元年東日本台風による洪水で明らかになった課題でございます。多摩川の特徴としましては土砂移動が非常に多い川でございまして、4行目を御覧ください。過去の中小規模洪水と異なる河道の応答を示しております。洪水による土砂の掃流と堆積は河床を著しく変動させ、河川管理施設の被災の一因になったと見られております。そして、9行目、大規模洪水時に生じ

る土砂移動に伴う河床変動の発生機構や応答の関連性を理解した上で河川整備に生かしていくことが必要でございます。また、内水被害につきましても、14 行目でございますが、ハイウォーター以上の実績を踏まえ、超過洪水も見据えた整備水準のさらなる向上、例えば樋管のゲート改良などが求められているところでございます。

続きまして、2.2 でございますが、堤防等の安全性向上対策としましては、26 行目でございます。堤防防護に必要な高水敷幅が確保できていない箇所や、高速流の発生により洗掘のおそれがある箇所については、高水護岸や水衝部対策が必要でございます。既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等の調査結果に基づき、堤防強化が必要となった場合には、浸食・越水・地震に対する安全性を向上させる必要がございます。また、横断工作物につきましては、34 行目を御覧ください。二ヶ領宿河原堰の改築を平成 11 年 3 月に、旧四谷本宿堰の改築を平成 17 年 4 月に、そして二ヶ領上河原堰の改築を平成 24 年 3 月に完了し、令和 2 年 5 月より緊急治水対策プロジェクトの一環で大丸用水堰の改築を行っているところでございます。大丸用水堰の改築につきましては、先月工事が終了しているところでございます。

続きまして、18 ページ目を御覧ください。河川環境の整備と保全に関する現状と課題でございます。19 ページ目の自然環境につきまして例を挙げますと、20 ページ目の 23 行目に多摩川中下流部がございますが、こちらでは、34 行目でございますが、瀬及び淵や砂礫河原については良好な生息・生育・繁殖の場として一定規模が維持されており、低・中茎草地及び水生植物帯につきましても一定規模が維持されているものの、まだ豊富な規模とは言えないことから、保全・創出が必要となっております。また、ワンド・たまりにつきましても減少傾向になっており、環境の劣化が懸念されております。また、21 ページ目の 2 行目からでございますが、一部の横断工作物では魚道への誘導施設が有効に機能しておらず、アユ・ウグイ等の回遊魚の遡上が困難な状況になっていることから、改善が必要となっております。

続きまして、22 ページ目、景観についてですが、32 行目でございます。近年では、河道内において外来植物のハリエンジュ等による樹林化の進行等により、多摩川を代表する中上流部・中下流部の砂礫河原が広がる景観が失われており、河川景観の観点からも外来植物生息地の環境改善を図る必要がございます。多摩川らしい景観への取組の在り方、さらには河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに取り組んでいく必要がございます。

維持管理につきましては割愛させていただきまして、今後取り組む課題としましては、

26 ページ目を御覧ください。15 行目、治水と環境と利用が調和した川づくりでございます。多摩川は土砂移動が非常に多い川でございまして、今まで学識経験者と連携して、土砂移動を制限するために縦断方向に複数の帶工を設置するなど、河道を安定化させるための科学的かつ実践的な河川管理の取組が積み重ねられてきました。令和元年東日本台風は、こうした長年にわたる取組の成果を検証するものとなり、土砂変動量につきましては、全川的に洗掘傾向であるものの、下流部の堰改築や中上流部の二極化対策の実施箇所では土砂移動の著しい不均衡は見られなかったです。これは、洪水流を安全に流下させることができる安定した河道形状に変化しております、河川環境と調和した川づくりを実践できる素地が整いつつあると考えられます。引き続き学識経験者と連携して、河道形状の検討を行う必要があります。

また、多摩川は全国に先駆けて河川環境管理計画によるゾーニングを取り入れ川づくりを進めてまいりました。これらの取組により「治水」「環境」「利用」のバランスが一定程度保たれてきたことは大きな成果でございますが、環境面では保持すべき環境の劣化や外来種の拡大、利用面では住民ニーズの多様化に対応したゾーニングの見直しが課題となってございます。

以上が現状と課題でございます。

続きまして、27 ページ目でございます。今回の計画対象区間は、表-3-1 のとおり、多摩川 64.3km、浅川 13.2km、大栗川 1.1km の計 78.6km が計画対象区間となっております。なお、現行の整備計画では多摩川の白丸調整池 0.3km が含まれておりましたが、こちらは国による魚道整備の終了に伴いまして、今回そちらの延長は含まれておりません。

続きまして、計画対象期間でございますが、対象期間はおおむね 30 年間としておりますが、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には対象期間内であっても適宜見直しを行ってまいります。

続きまして、28 ページ目からは河川整備計画の目標に関する事項でございます。2 行目でございますが、多摩川水系の歴史的な川と地域の関係を踏まえつつ、気候変動の影響により増大が予想される洪水氾濫等の災害から地域住民の生命・財産・生活を守るとともに、都市に残された水と緑のオアシスとして、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代により良い資産として継承するべく、関係機関や流域住民等と連携しながら「治水」「環境」

「利用」が調和した川づくりに取り組んでまいります。具体的には、13 行目でございますが、河道掘削では、計画段階から目標とする動植物の生息・生育・繁殖環境の場の保全・創出、良好な景観の保全・創出、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の視点から、掘削断面や施工上の工夫を見込んでまいります。また、28~29 行目、下流部につきましては、津波・高潮を考慮した堤防整備等を実施してまいります。また、31 行目、内水排除等につきましては、流域内の河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により流域全体を視野に入れた総合的な治水対策の取組を推進することで、流域全体の被害の最小化を図ってまいります。

続きまして、29 ページ目の 8 行目でございます。今回の整備計画は、石原地点で $7,200\text{m}^3/\text{s}$ という目標がございますが、これは基本方針の $7,400\text{m}^3/\text{s}$ に非常に近しい数字になるというところで、今回の河川整備計画改定で位置づけた整備が進捗することで、河川整備基本方針において目標としている川づくりの達成が視野に入る段階となることから、将来の計画縦横断形状に対し手戻りを生じない形状や整備手順とすることに留意するとともに、河川整備基本方針に定められた目標達成に向けて必要な調査や検討、関係者との調整を計画的に進めてまいります。特に、浅川は河床が急勾配で土丹層が露出した場合に側方浸食や局所洗掘による構造物の被災の危険性が増大する特徴があることに留意し、技術的な課題を着実に解決するとともに、指定区間管理者を含めた関係者と連携して整備を進めています。また、「治水」「環境」「利用」が調和した持続可能な技術体系の構築は多摩川の川づくりの要となるため、これまでの多摩川における先進的な取組を踏まえつつ、学識経験者等との連携の下、新たな技術や知見について積極的に試行検証を行うと記載させていただいております。

続きまして、30 ページ目でございます。図-4-1 が、主要な地点における整備計画目標流量図でございます。今回の整備計画改定に当たって、年超過確率 20 分の 1 規模から、気候変動を考慮した 70~80 分の 1 規模への引上げに伴いまして、基準地点である石原地点では $4,500\text{m}^3/\text{s}$ から $7,200\text{m}^3/\text{s}$ に引上げを行っております。なお、河口から六郷橋までの区間は高潮区間となっております。

表-4-1-1 でございますが、自己流に関する計画高水位は変更ございませんが、多摩河口につきましては、気候変動の影響により、東京湾の海面上昇等も踏まえまして、計画高潮位が 70cm 上昇しております。

続きまして、31 ページ目でございます。4.2、正常流量でございます。こちらは、基本

方針で定められたものでございますが、石原地点におきまして、かんがい期はおおむね $12\text{m}^3/\text{s}$ 、その他の期間はおおむね $10\text{m}^3/\text{s}$ を、流水の正常な機能を維持するための必要な流量としております。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する目標でございますが、先ほど大浪から御説明がありました定量目標につきまして、33ページを御覧ください。2行目から具体的な定量目標を記載させていただいております。8行目は多摩川河口部周辺において干潟の創出、16行目からは下流部周辺において水生植物帯及び低・中茎草地の創出、以降も中下流部・中上流部・上流部・支川浅川において、各セグメントに応じた自然環境の定量的な目標を定めるとともに、34ページの27行目でございますが、多摩川全川においては回遊魚類を指標種としまして、生息・繁殖に適した連続性の確保や河道環境について、平成27年頃から質を向上させることを目標としております。

続きまして、河川の整備の実施に関する事項でございます。35ページ目の9行目を御覧ください。今回の目標流量を達成するために、具体的な整備内容につきましては、目標とする安全度を確保するのみならず、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や地域社会への影響などを総合的に勘案して設定する必要があります。多摩川においては、沿川地域の都市化が著しいことや、首都圏の基幹的な物流網となる数多くの交通機関が渡河していること、利水用の取水堰や下水処理水等の排水施設が相当数あることを踏まれば、大規模な引堤や計画高水位の引上げを伴う堤防のかさ上げは現実的ではないため、現況の堤防位置や高さ等の堤防計画を踏襲して堤防整備を進捗させるとともに、河道掘削により目標流量の達成を図ることを基本としてまいります。

35ページ以降に具体的な工事箇所が記載されておりますが、こちらは割愛させていただきますが、37ページ目の河道掘削につきましては、重要な動植物の生息・生育・繁殖環境や、良好な景観、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の各視点を考慮した断面形状等で掘削を行ってまいります。

量的整備のみならず、質的整備にも着手してまいります。39ページ目、堤防強化でございます。堤防護護に必要な高水敷幅が確保できない箇所や、高速流の発生により洗掘のおそれがある箇所においては、高水護岸整備や水衝部対策を行ってまいります。また、堤防等の安全性評価に関する新たな知見や検討手法を活用しつつ、緊急性・環境面等を総合的に判断して必要な対策を行います。

続きまして、42ページ目を御覧ください。支川合流点処理でございます。多摩川と平

瀬川の支川合流部は、関係機関との調整を行い、堤防整備するとともに、流域自治体との連携の下で、谷沢川なども含めて水害リスクが高い箇所には危険性を現地で明示するとともに、緊密な情報共有により警戒態勢の確保を図るなど、水害リスクを低減する対策を総合的に実施してまいります。

また、12 行目、危機管理対策につきましても、被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路や車両の転回場等について、関係機関との調整の上、洪水時に周辺地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備を行うほか、災害復旧のための土砂等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の適切かつ効果的な運用について検討を進めるとともに、排水機場等の耐水化、孤立化の回避対策、予備電源の確保等を進めます。こちらは自治体の皆様とも連携して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、こちらにつきましては 46 ページ目を御覧ください。人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出につきましては、沿川住民のニーズが一層高まっていることを踏まえ、有識者や流域自治体・住民の意見を聴きながら、多摩川の水辺空間の価値をより一層高めていくための周辺地域と調和した水辺空間づくりを行ってまいります。中でも、自治体・民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に関する河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組として「かわまちづくり」を推進してまいります。

続きまして、維持管理について、47 ページ目の 36 行目を御覧ください。河道の維持管理です。河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検・巡視・測量等を行い、河道形状の把握に努める。河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や水門・樋門等の排水機能の低下等、支障を来すおそれがあるため、必要に応じて土砂の撤去や樹木の伐採を実施する。なお、実施に当たっては、規制緩和の拡大による民間が有する力の活用を検討してまいります。

以降の維持管理やソフト対策につきましては、本日は割愛させていただきます。

続きまして、57 ページの河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、19 行目、自然環境の保全の項目につきまして、河川水辺の国勢調査や定期的な縦横断測量等を含め、工事や外来種対策などの実施の際には、整備や対策による効果が検証できるように河川環境のモニタリングを実施します。河川環境が目標とする水準を下回っている場合には、河

道の特性等を再度検証した上で、必要な対策を実施します。なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的・広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、必要な対策を実施する場合は、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行うものとする。こちらのモニタリングにつきましては、有識者の御意見も伺いながら試行を検証してまいりたいと考えております。

以上が第5章で、続きまして第6章の、その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項でございます。60ページ目を御覧ください。流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策につきましては、11行目を御覧ください。気候変動による水害リスクの増大及び市街化の進展に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけではなく、流域に関わる関係機関が主体的に取り組む社会を構築する必要がある。そのためには、多摩川流域の流出特性や流下特性を踏まえた既存施設の活用など、治水・利水・環境間で利益相反する課題について調整を進める必要があります。

続きまして、6.2、地域住民・関係機関との連携・協働につきましては、31行目を御覧ください。既存の河川管理施設・許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対処を行うよう指導する。特に、堰等の横断工作物については、「水」と「土砂」のつながりへの影響を継続的にモニタリングした上で、河川環境や河川管理への著しい影響が生じている場合や、再生可能エネルギーの活用等の新たな利活用により水の恵みの最大化が期待できる場合は、当該施設の設置者と課題を共有した上で、施設運用の工夫等について協働してまいります。

多摩川におきましても、流域総合水管理の実践に当たっては、関係自治体の皆様と協力して進めてまいりたいと考えております。

資料-4の原案の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料-5「地域住民等からの意見募集」でございます。

1ページ目を御覧ください。整備計画策定までの流れの予定でございますが、本日、関係都県会議がございまして、来週の火曜日には第8回目の有識者会議がございます。そして、7月11日に流域の自治体の皆様に向けた整備計画の説明を行う流域協議会が予定されております。

また、地域住民の皆様に向けましては、7月13日に流域セミナーを、2ページ目に御案

内を掲載させていただいておりますが、右岸側の川崎市におきまして実施させていただきます。午前中が高規格堤防や河港水門の見学、そして午後はセミナーということで、意見交換会や知花先生からの基調講演をいただく予定でございます。

流域セミナーの翌日からは、地域住民等からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを開催させていただきます。パブリックコメントに当たりましては、流域自治体の市報にも掲載させていただく予定でございまして、3ページ目を御覧ください。左側が市報掲載文のイメージと、掲載予定の自治体でございます。また、公聴会も8月3日と4日に実施予定でございまして、こちらにつきましては全4か所、川崎市内の千鶴館、てくのかわさき、狛江エコルマホール、立川市女性総合センターで実施させていただく予定でございます。

これら、地域住民、関係都県・市区町村、学識者の意見を踏まえまして、第9回の有識者会議を開催させていただき、そこで了承を得られれば案とさせていただく予定でございます。

以上で資料-5の説明を終了させていただきます。

○京浜河川事務所副所長

関東地方整備局からの資料の説明につきましては以上となります。

それでは、御説明させていただきました内容につきまして、東京都様、神奈川県様より御発言を頂ければと思います。順にお願いしたいと思います。

初めに東京都の土方課長、よろしくお願ひします。

○東京都建設局長代理

東京都の土方でございます。前回に引き続きまして、このような関係都県会議を開催していただきまして、ありがとうございます。

今回お示しいただきました変更原案につきまして、特に異議はございません。

今後、関係機関や市区町村からの意見につきましては改めて確認させていただきたいと存じておりますが、この場では3点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。多摩川水系の当管理河川におきましても、現在、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しを検討しているところでございます。直轄区間と指定区間の計画の整合を図るため、引き続き詳細な情報提供及び必要に応じた調整をお願いしたい

と思っております。また、谷沢川など、支川合流部におきましては、水害リスク軽減のため、ハード・ソフト両面の対策について緊密な連携をお願いしたいと思っております。

2点目でございます。今回の都県会議に先立ちまして、骨子の段階の資料を基に、関係機関である東京都産業労働局から意見を頂きましたので、この場でお伝えさせていただきたいと思います。産業労働局からは、「堰・床止め周辺の水位低下対策につきまして、堰管理者や関係機関と十分に調整の上、利水者に配慮した河川整備計画としていただきたい」という意見を頂いております。

最後に3点目でございますが、今後の整備計画の原案から案への具体的な検討に当たりましては、関係者と十分な調整をお願いしたいと思っております。

東京都からは以上でございます。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございます。

続きまして、神奈川県の塚本課長、よろしくお願ひします。

○神奈川県国土整備局長代理

神奈川県河港課長の塚本です。

本日は、関係都県会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は丁寧な御説明もしていただきまして、ありがとうございます。それから、前回の会議で本県から申し上げた意見等についても反映していただきまして、心より感謝申し上げます。

ただいま御説明いただきました内容については、特に本県としては異論はございません。しかしながら、1点だけお願いしたい事柄がございます。資料-4の原案の42ページ、「(7) 支川合流点処理」の項目なのですけれども、現時点の原案では「流域自治体との連携の下で、谷沢川なども含めて——水害リスクを低減する対策を総合的に実施する」という記載となっておりますけれども、この谷沢川につきましては東京都さんが管理されている支川ということで、令和元年東日本台風のときにも浸水被害が発生したということで認識しておりますけれども、本県が管理しています三沢川についても同様に令和元年東日本台風のときに浸水被害が発生していまして、地元の皆様からも対策の強化を要望されているところでございます。そこで、「谷沢川など」というところの記載を「谷沢川や三沢

川など」と変更していただければなと考えていますので、御検討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

本県からの意見は以上となります、今回の会議に先立ちまして、流域にございます川崎市に対して事前に意見照会したところ、多摩川河川環境管理計画の見直し時期や、三沢川水門の耐震化など、具体的な整備内容について今後情報提供していただきたいという御意見を頂いております。つきましては、多摩川流域協議会の場などを通じて川崎市にも情報提供を行っていただくとともに、市の意見も聴きながら整備計画の変更に向けて進めていただければと思っています。

また、先の話になりますけれども、今後変更した河川整備計画に基づいて整備を進めるに当たっては、関係機関との十分な調整をお願いできればと思っていますので、よろしくお願いいいたします。

神奈川県からの発言は以上です。

○京浜河川事務所副所長

ありがとうございました。

では、回答をお願いします。

○京浜河川事務所流域治水課長

貴重な御意見をどうもありがとうございました。

まず、東京都さんにつきましては、今後、気候変動を踏まえた河川整備計画の見直しを行うというところで、引き続き受渡し流量等の情報共有、また緊密な連携をさせていただければと思ってございます。

また、東京都産業労働局さんから頂いた御意見でございますが、堰・床止め周辺の水位低下対策を我々は行ってまいりますが、利水の面も考慮したというところで、利水関係者の皆様とも情報共有させていただきながら、実際に対策を行ってまいりたいと考えております。

神奈川県さんから頂いた意見、支川合流点の件につきましては、谷沢川、そして三沢川も令和元年で実際に浸水実績がございます。また、その浸水の発生機構としましては、どちらも流末に樋門または水門がございまして、その影響による内水氾濫となっております。そのようなことから、どちらも被災が発生している、そして発生機構が似ているとい

うところで、並列に併記しても問題ないかとは思っておりますが、こちらは改めて検討させていただければと思っているところでございます。

また、川崎市さんとも引き続き情報共有させていただきながら整備計画の策定を進めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いします。

貴重な御意見をどうもありがとうございました。

○京浜河川事務所副所長

そのほか、御質問等はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

4. 閉　　会

○京浜河川事務所副所長

本日、いろいろな御意見を頂きまして、ありがとうございます。頂きました意見につきましては、今後の検討に反映させていただきまして、また御説明等をさせていただきたいと思います。構成員の皆様におかれましては、長時間にわたり御対応いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして第2回多摩川河川整備計画関係都県会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。